



# 三重県公報

平成30年4月3日 (火)

第 2993 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
261	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
262	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの事務所所在地変更	( 障 が い 福 祉 課 )	2
263	区画漁業及び定置漁業の免許の内容となるべき事項等の決定	( 漁 業 環 境 課 )	2
264	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	2
265	同件	( 同 )	3
266	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	( 同 )	3
267	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	4
268	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	( 建 設 業 課 )	4
269	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	( 出 納 局 )	6
<b>選 管 告 示</b>			
19	衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	6
20	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	( 同 )	9
21	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	10
<b>公 安 委 告 示</b>			
38	少年指導委員の委嘱	( 公 安 委 員 会 )	10
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	11
	同件	( 同 )	11
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	12
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	( 同 )	12
	換地処分を行った旨の届出	( 同 )	12
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	13
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 )	13
	県営住宅の入居希望者の募集	( 住 宅 政 策 課 )	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 警 察 本 部 )	16
	同件	( 同 )	16

告 示

**三重県告示第 261 号**

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指 定 理 由
16	映画	レザーフェイス 悪魔のいけにえ (原題) LEATHERFACE	松竹 (アメリカ)	平成 30 年 4 月 3 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
17	映画	再会の浜辺 後悔と寝た女	オーピー映画		
18	映画	密室の愛戯 乱れさせて	新東宝映画		
19	映画	さかり荘 メイドちゃんご用心	オーピー映画		
20	映画	青春のささくれ 不器用な舌使い	オーピー映画		
21	映画	だまされてペロペロ わかれて貰います	オーピー映画		

**三重県告示第 262 号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 3 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所所在地変更の届出がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

法 人 の 名 称	法 人 の 所 在 地	変 更 前 の 事 務 所 所 在 地	変 更 後 の 事 務 所 所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人 北勢会	いなべ市北勢町麻生田 1525 番地	桑名市寿町 1 丁目 11 番地	桑名市寿町 3 丁目 11 番地	平成 30 年 4 月 1 日

**三重県告示第 263 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により区画漁業（藻類養殖業、魚類養殖業、くろまぐろ養殖業及び貝類養殖業）及び定置漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 免許予定日  
魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業を除く区画漁業及び定置漁業については、平成 30 年 9 月 1 日  
区画漁業のうち魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業については、平成 31 年 1 月 1 日
- 2 申請期間  
平成 30 年 4 月 3 日から同年 6 月 29 日まで
- 3 免許の内容となるべき事項及び地元地区  
別冊のとおり  
「別冊」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

**三重県告示第 264 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテUNY星川店  
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆
  - 2 桑名市から聴取した意見
    - (1) 騒音の発生に係る事項
      - ア 深夜営業を行うにあたり、騒音やトラブルへの対策を教示すること。
      - イ 予測点Bより当該店舗に近いところにある 3 階建ての店舗兼住宅南側においても環境基準は下回るのか。また、店舗兼住宅の南側ではなく予測点Bで予測した意図はあるのか。
    - (2) 廃棄物に係る事項  
「桑名市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 16 年桑名市条例第 118 号）第 5 条」により、事業者自らの責任において適正に処理すること。
    - (3) その他の事項
      - ア 地元市民の不安解消に取り組み、同意を得て計画を進めること。
      - イ 深夜営業にあたり、治安を維持するための対策を教示すること。
      - ウ 三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）を遵守して、青少年を保護し、健全な育成を図るよう努めること。
      - エ 閉店時間が変更されるため、特定施設（三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 25 条関係）の使用時間の変更があれば変更の届出を行うこと。
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 4 月 3 日から同年 5 月 7 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

**三重県告示第 265 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三井アウトレットパークジャズドリーム長島  
桑名市長島町浦安 368 番地ほか
  - 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 4 月 3 日から同年 5 月 7 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
- 

**三重県告示第 266 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイシティ伊賀上野店  
伊賀市小田町 256 番地の 1

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
13,170 m<sup>2</sup>
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下となる年月日  
平成 30 年 2 月 20 日
- 5 変更の理由  
店舗閉鎖のため

### 三重県告示第 267 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、南牟婁郡紀宝町及び同郡御浜町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
平成 30 年 5 月 7 日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	井田公民館
平成 30 年 5 月 7 日（月）	午後 3 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	大里多目的集会施設
平成 30 年 5 月 8 日（火）	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで	紀宝町役場本庁舎町民ホール
平成 30 年 5 月 9 日（水）	午前 9 時から 午前 10 時まで	御浜町志原公民館
平成 30 年 5 月 9 日（水）	午前 11 時から 正午まで	御浜町尾呂志公民館
平成 30 年 5 月 10 日（木）	午前 9 時から 正午まで	御浜町阿田和公民館
平成 30 年 5 月 11 日（金）	午前 9 時から 正午まで	御浜町下市木公民館
平成 30 年 5 月 14 日（月）	午前 11 時から	電気式はかり所在場所
平成 30 年 5 月 15 日（火）	午前 9 時から	電気式はかり所在場所 ※予備日

### 三重県告示第 268 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「規則」といいます。）第 4 条第 3 項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に登録されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調達する物品等又は特定役務の種類  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 3 号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）
- 2 競争入札参加者の資格  
入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
  - (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の 1 年 7 月前の日以後で最新のものに限り。）を受けていること。
- (5) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。
- (6) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。
- 3 申請の時期及び時間  
随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。  
なお、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとします。
- 4 提出書類  
規則第 4 条第 2 項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。
- (1) 法人の場合
- ア 登記事項証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - ウ 建設業許可証明書（写し可）
  - エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り）
  - オ 印鑑証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
  - キ その他知事が必要と認めた書類
- (2) 個人の場合
- ア 身分証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - ウ 建設業許可証明書（写し可）
  - エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り）
  - オ 印鑑（登録）証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限り。）（写し可）
  - カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
  - キ その他知事が必要と認めた書類
- 5 受付場所  
郵便番号 514-8570  
津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部建設業課  
電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290
- 6 提出方法  
持参によります。
- 7 申請書等の作成に用いる言語及び通貨  
申請書は、日本語で作成してください。  
なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。  
また、通貨は日本国通貨に限りします。
- 8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続
- (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間  
入札参加資格認定の日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。
- (2) 変更の届出  
規則第 5 条の規定によります。
- (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続  
更新手続はありません。

## 9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

**三重県告示第 269 号**

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号に規定する物品等又は同条第 3 号に規定する特定役務

## 2 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。

## 3 入札参加申請の方法

入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。

## 4 資格の有効期間

参加を申請した入札のみ有効とします。

## 5 資格の有効期間の更新手続

更新手続は、ありません。

**選 管 告 示****三重県選挙管理委員会告示第 19 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

25,334,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川崎 二郎	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成29年12月7日から	第2回分
出納責任者氏名	上尾田 十二三				平成30年2月28日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	901,000 円
			家屋費	626,784
			選挙事務所費	626,784
			集会会場費	0
			通信費	283,367
			交通費	417,216
			印刷費	0
			広告費	344,408
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入				
今回計		0	今回計	2,572,775
前回計		10,000,000	前回計	3,945,128
総計		10,000,000	総計	6,517,903

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	平成30年3月7日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,803,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 大助	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	平成29年10月17日から	第2回分
出納責任者氏名	中村 誠仁				平成29年12月21日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	
				人件費 0 円
				家屋費 101,995
				選挙事務所費 101,995
				集会会場費 0
				通信費 95,557
				交通費 0
				印刷費 0
				広告費 0
				文具費 0
				食糧費 0
				休泊費 0
				雑費 64,742
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0		今回計 262,294
前回計		15,050,000		前回計 5,737,027
総計		15,050,000		総計 5,999,321

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	計	円

報告書受理年月日	平成30年2月26日	第2回報告分
----------	------------	--------



## 三重県選挙管理委員会告示第 20 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

## 1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊賀市民ファースト	飛 永 正 二	井 野 健 二	伊賀市上神戸 4520-45	平成 30 年 2 月 16 日	
草川たくや後援会	草 川 亘	草 川 照 明	亀山市中庄町 835	平成 30 年 1 月 11 日	
森岡ただお後援会	長 島 洋	和 田 明 美	熊野市井戸町 374-9	平成 30 年 2 月 9 日	

## 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党東員町支部	水 谷 隆	主たる事務所の所在地	員弁郡東員町六 把野新田 788	員弁郡東員町大 字山田 1149	平成 30 年 3 月 5 日	政党
自由民主党三重県衆議院支部	嶋 田 幸 司	主たる事務所の所在地	桑名市寿町 2- 31-12	鷺 田 昭 男 四日市市茂福町 1-2	平成 29 年 12 月 20 日	政党
民進党三重県第 1 区総支部	松 田 直 久	主たる事務所の所在地	津市乙部 35-11	津市大門 6-1	平成 30 年 2 月 14 日	政党
大森まさのぶ後援会	大 屋 友 行	主たる事務所の所在地	多気郡大台町小 切畑 639-1	多気郡大台町佐 原 708-1	平成 30 年 2 月 19 日	
幸福実現党桑名後援会	加 藤 龍 義	主たる事務所の所在地	桑名市藤が丘 2-1312	桑名市里町 47- 9	平成 30 年 2 月 24 日	
幸福実現党松阪後援会	近 藤 純 一	代表者 会計責任者	加 藤 龍 義 松 下 恵津子	梶 原 修 三 市 野 明 範	平成 30 年 1 月 5 日	
幸福実現党三重県本部	長谷川 植	代表者 会計責任者	長谷川 植 高 村 美喜子	小 林 智 雄 小 林 智 雄	平成 30 年 3 月 1 日	
辻村修一後援会	荻 田 弘 光	主たる事務所の所在地	度会郡玉城町妙 法寺 426	度会郡玉城町小 社曾根 787	平成 30 年 3 月 11 日	

地

代表者 荻田 弘光 山口 雅義

**三重県選挙管理委員会告示第 21 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
大久保陽一後援会	齋 藤 秀 夫	平成 30 年 2 月 5 日	
川口保後援会	岡 村 昌 男	平成 30 年 2 月 21 日	
楠ひろじ後援会	楠 裕 次	平成 30 年 2 月 26 日	
幸福実現党三重第三選挙区支部	坂 本 麻 貴	平成 29 年 12 月 31 日	
佐々木としお後援会	佐々木 俊 夫	平成 29 年 12 月 31 日	
中村まさはる後援会	中 村 勝 春	平成 30 年 2 月 14 日	

**公 安 委 告 示**

**三重県公安委員会告示 38 号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を平成 30 年 4 月 1 日委嘱しました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
嶋 田 小代子	桑名警察署生活安全課 電話番号0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
平 野 詳 三		
蛭 川 知 子		
葛 山 幹		
熊 本 貴 子	四日市北警察署生活安全課 電話番号059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
向 井 靖	四日市南警察署生活安全課 電話番号059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
徳 永 英 司		
伊 藤 敏 則	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号059-380-0110	鈴鹿警察署管轄区域
宮 崎 由美子		
河 尻 純 平		
吉 村 成 人	津警察署生活安全課 電話番号059-213-0110	津警察署管轄区域
伊 藤 博 康	伊勢警察署生活安全課 電話番号0596-20-0110	伊勢警察署管轄区域
山 村 豊 裕		
内 田 賢 樹		
野 崎 史 子		
三 井 基 志		
水 川 敬 善	鳥羽警察署生活安全課 電話番号0599-25-0110	鳥羽警察署管轄区域
小 倉 章 生	尾鷲警察署生活安全課 電話番号0597-25-0110	尾鷲警察署管轄区域
堀 内 達 也		

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中村土地改良区（伊勢市中村町 893）

退任理事

伊勢市中村町 976

〃 〃 886

退任監事

伊勢市中村町 855

〃 〃 695-1

就任理事

伊勢市中村町 1048

〃 〃 695-1

就任監事

伊勢市中村町 954

〃 〃 1194

多 田 尚 登

田 口 和 美

多 田 靖

坂 口 博 康

富 岡 讓

坂 口 博 康

笠 井 和 夫

森 正 利

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中の山土地改良区（亀山市太森町 1308）

退任理事

亀山市太森町808-2

〃 〃 1358

〃 〃 828-3

〃 〃 1316

〃 〃 1297

〃 〃 1286-1

〃 〃 356

〃 〃 170

〃 〃 253-2

〃 〃 251

〃 〃 349

〃 辺法寺町912-1

〃 北町9-9

退任監事

亀山市辺法寺町940

〃 椿世町173

就任理事

亀山市太森町808-2

〃 〃 1358

〃 〃 828-3

〃 〃 1316

〃 〃 1297

〃 〃 1286-1

〃 〃 356

〃 〃 170

〃 〃 355

内 藤 儀 秀

田 中 利 宣

一 見 守 一

一 見 行 雄

磯 田 典 男

末 崎 太

宮 崎 直 紀

笠 井 勝

原 正 人

原 幸 次

宮 崎 司

原 田 幹 雄

打 田 光 弘

伊 達 謙 二

高 嶋 正 継

内 藤 儀 秀

田 中 利 宣

一 見 守 一

一 見 行 雄

磯 田 典 男

末 崎 太

宮 崎 直 紀

笠 井 勝

宮 崎 哲 二

亀山市太森町379

〃 〃 254

〃 辺法寺町1097

〃 北町9-9

就任監事

亀山市辺法寺町912-1

〃 椿世町173

宮崎博吉

伴照夫

後藤裕之

打田光弘

原田幹雄

高嶋浩史

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営農村地域防災減災事業（地震対策ため池防災工事）東池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成30年4月3日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年4月4日から同年5月2日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市御薮町長屋1221番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）出江地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成30年4月3日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年4月4日から同年5月2日まで

3 縦覧の場所

多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、いなべ市から換地処分（市営土地改良総合整備事業 梅戸北地区第1換地区）を行った旨の届出がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正・国土広域情報修正）
- 2 作業期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 20 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域  
亀山市和田町、同市小下町、同市椿世町、同市本町一丁目、同市北鹿島町、同市東台町、同市北町、同市東町一丁目、同市東町二丁目、同市江ヶ室一丁目、同市江ヶ室二丁目、同市中屋敷町、同市羽若町、同市若山町、同市西町、同市市ヶ坂町、同市南崎町、同市亀田町、同市川合町、同市栄町、同市御幸町、同市東御幸町、同市北山町及び同市東丸町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 28 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量・地形測量）
- 2 作業地域  
亀山市川合町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 16 日に終了した旨、菰野町長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業地域  
三重郡菰野町大字田光

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、御浜町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称

御浜都市計画下水道

御浜町特定環境保全公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 30 年 4 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

平成 30 年 4 月 3 日（火）から同月 30 日（月）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 30 年 6 月 6 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合  
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)	
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	1	
	川越	豊田一色（一般）	1	
	四日市		高見ヒルズ（一般）	2
			あこず（一般・単身可）	1
			あこず（一般）	1
			笹川（高齢者）	1
			笹川（高齢者・単身可）	3
			笹川（一般・単身可）	2
			笹川第二（一般）	2
			河原田（子育て向）	1
			河原田（高齢者・単身可）	1
			河原田（一般）	1
	鈴鹿		高岡山杜の郷（一般・単身可）	1
			高岡山杜の郷（一般）	2
			桜島（高齢者・単身可）	1
			桜島（一般）	3 (1)
亀山		鹿島（一般）	1	
中勢伊賀ブロック	津	サンシャイン千里（一般）	1	
		白塚（高齢者・単身可）	2	
		一身田（一般・単身可）	1	
		一身田（一般）	1	
		神戸（高齢者・単身可）	1	
		結城（高齢者・単身可）	1	
		ミレニ北口（一般）	1	
	伊賀		服部（一般・単身可）	2
			カーサ上野（一般）	2

南勢ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（一般）	2
		上川第二（高齢者）	1
		上川第二（一般）	2
		エスベラント末広（一般）	1
	伊勢	辻久留（高齢者）	1
		旭（一般）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般）	1
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	2

表中の（優先戸数）は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。

#### 4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
  - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
  - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
  - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
  - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
  - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
  - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

#### 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年4月3日

三重県警察本部長 難波 健太

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成30～32年度 津警察署外12庁舎清掃管理業務               |
| 2 | 担当部局    | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課施設室管財係  |
| 3 | 落札者決定日  | 平成30年3月9日                               |
| 4 | 落札者     | 三重県津市丸之内24番16号<br>タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 40,608,000円<br>契約金額 44,262,720円    |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札                              |
| 7 | 入札公告日   | 平成30年1月12日                              |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年4月3日

三重県警察本部長 難波 健太

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成30～32年度 桑名警察署外6庁舎清掃管理業務               |
| 2 | 担当部局    | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課施設室管財係  |
| 3 | 落札者決定日  | 平成30年3月9日                               |
| 4 | 落札者     | 三重県津市丸之内24番16号<br>タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 31,428,000円<br>契約金額 34,250,332円    |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札                              |
| 7 | 入札公告日   | 平成30年1月12日                              |



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---